

## 農商工等連携促進法

活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす中小企業者や農林漁業者の活性化を図ることが重要です。そのためには、両者が一次、二次、三次の産業の壁を越えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ、技術等の経営資源を活用することで、新商品の開発や販路開拓等を促進することが必要です。

そこで、中小企業者と農林漁業者のつながりを支援し、それぞれの強みを発揮した事業活動を促進するために「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（略称：農商工等連携促進法、以下「本法」という）が本年7月21日に施行されました。

本号では、中小企業者に関連する内容を中心に、本法の概要と支援措置についてご紹介します。

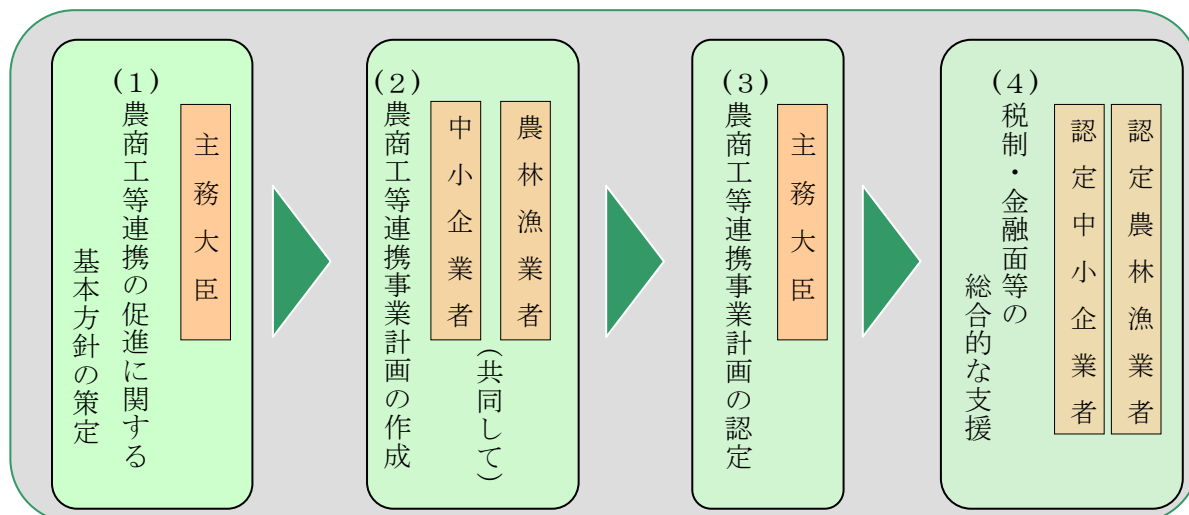
### 本法の概要

#### 1. 支援対象

中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う以下の事業（農商工等連携事業）が支援の対象です。

- ①新商品の開発、生産又は需要の開拓      ②新役務の開発、提供又は需要の開拓

#### 2. 支援の流れ



### (1) 農商工等連携事業の促進に関する基本方針の策定

主務大臣は、具体的な支援の方針や農商工等連携事業計画を認定する要件等を記載した次のような「基本方針」を定めています。

- ①農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- ②農商工等連携事業に関する事項
  - ・農商工等連携事業の内容
  - ・農商工等連携事業の実施により中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るための方策 等
- ③農商工等連携支援事業に関する事項

### (2) 農商工等連携事業計画の作成

中小企業者と農林漁業者は共同で「農商工等連携事業計画」（以下「事業計画」という）を作成します。事業計画には次のような事項を記載します。

- ①事業名
- ②代表者及び共同申請者
- ③連携参加者
- ④農商工等連携事業の目標
- ⑤農商工等連携事業の内容及び実施期間
  - ・計画実施期間
  - ・経営資源の内容、農商工等連携事業の内容
  - ・市場ニーズ・市場規模、競合する類似商品・役務との相違点等
  - ・農商工等連携事業を共同で実施する事業者間の規約等の整備状況
  - ・実施計画（実施計画の概要、実施計画の内容、売上・経営計画） 等
- ⑥農商工等連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑦その他

なお、事業計画の作成には、地域連携拠点（商工会議所、県中小企業支援センター等）の支援を受けることができます。

### (3) 農商工等連携事業計画の認定

主務大臣（事業計画の申請窓口は地域の経済産業局等が行っています）は、中小企業者と農林漁業者が共同で申請した事業計画を認定するか否かを判断します。認定について、本法では次のような基準を定めています。

- ①農商工等連携事業の目標、内容及び実施期間が基本方針に照らして適切であること
- ②当該農商工等連携事業に係る新商品の開発、生産等により、当該農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の農林漁業経営の改善が行われること
- ③農商工等連携事業の内容及び実施期間、農商工等連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法が農商工等連携事業を円滑かつ確実に遂行するために適切であること

### (4) 税制・金融面等での総合的な支援

主務大臣より事業計画の認定を受けた認定中小企業者及び認定農林漁業者は、本法の定める支援措置を受けることができます。

## 支援措置

### 1. 中小企業信用保険法の特例

認定中小企業者が農商工等連携事業に必要な資金の借入を円滑に行えるように、信用保証協会の債務保証制度について、普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険のそれぞれについて、別枠を設けます。これにより、認定中小企業者は金融機関から融資を受けやすくなります。

**<現行>**

(1業者あたり)

保険種類	保証限度額
①普通保険	2億円以内
②無担保保険	8,000万円以内
③特別小口保険	1,250万円以内
④流動資産担保保険	2億円以内

**<本法における特例>**

(現行の保証限度額に加えて特別枠を創設)

特別枠	保証限度額の合計
2億円以内	4億円以内
8,000万円以内	1億6,000万円以内
1,250万円以内	2,500万円以内
2億円以内	4億円以内

### 2. 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

事業計画の認定を受けた小規模事業者に対し、設備資金貸付（無利子）の貸付割合を引き上げます。

**<現行>**

貸付率
貸付対象額の $\frac{1}{2}$ 以内

**<本法における特例>**

貸付率の拡大
貸付対象額の $\frac{2}{3}$ 以内

### 3. 食品流通構造改善促進法の特例

事業計画の認定を受けた事業を行う農林漁業者や中小企業者は、当該事業に必要な資金について、食品流通構造改善促進機構による債務保証等を受けることが可能となります。

### 4. 農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

農業改良資金助成法などに基づく貸付対象を中小企業者にも拡大します。

**<現行>**

対象者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者、林業者、木材産業事業者、沿岸漁業者</li> <li>・これらの組織する団体</li> </ul>
償還期間／据置期間
10年以内／3年以内

**<本法における特例>**

(現行の対象者に加えて下記対象者を追加)

対象者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者等が実施する農業改良措置等を支援する取組みを行う中小企業者</li> </ul>
償還期間／据置期間
12年以内／5年以内

### 5. 設備投資減税制度が創設

認定された事業計画に従って取得又は製作された機械等について、7%の税額控除または30%の特別償却を認める設備投資減税制度が創設されます。

## 6. 低利融資制度の創設

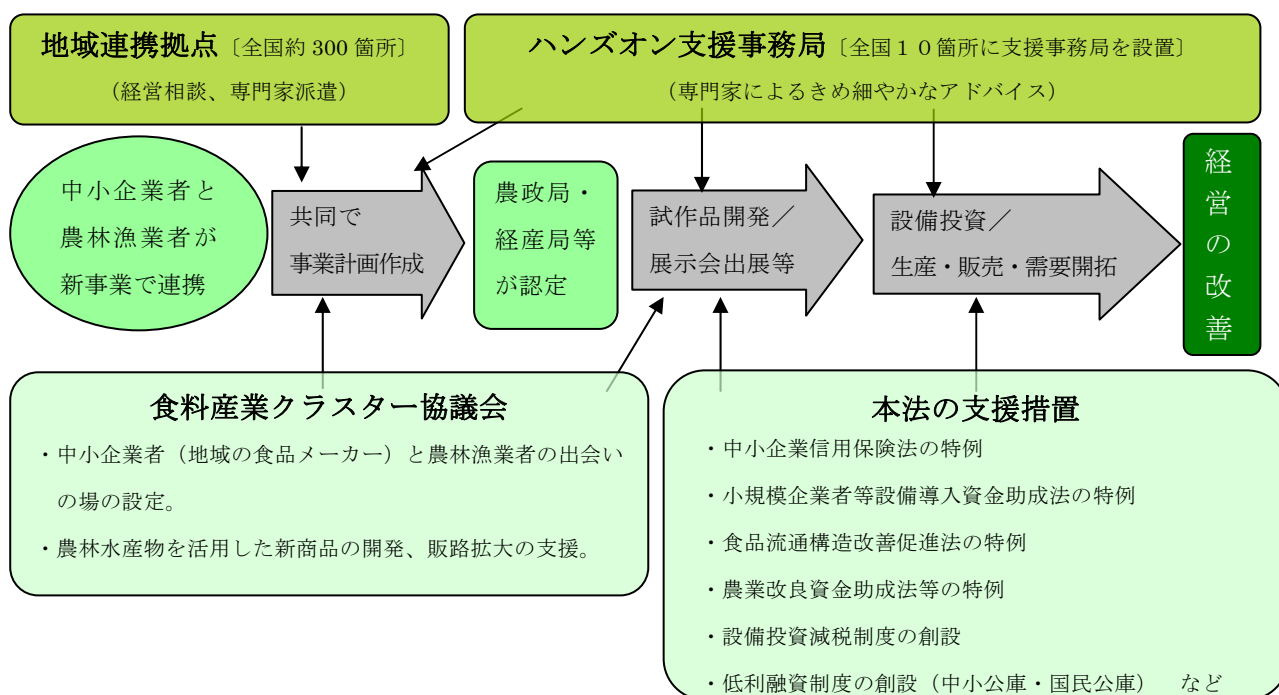
農商工等連携促進法の施行により、中小公庫の支援措置として、次の特別貸付が創設されました。

### 新事業活動促進資金（農商工連携関連）の概要

ご利用いただけるかた		農林漁業者と共同で農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けたかた
ご利用いただける資金		当該事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
ご融資の条件	融資限度額	直接貸付 7億2千万円（うち運転資金2億5千万円） 代理貸付 1億2千万円
	融資期間	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内
	主な利率	2億7千万円まで（土地に係る資金を除く） 特別利率③ 2億7千万円超 基準利率

### その他の支援スキーム

本法の支援措置のほかに、農商工連携の取組みを支援する各種支援スキームが用意されています。事業計画の作成段階から実施段階まで、幅広い支援を受けることができます。



詳しくは下記のHPをご参考になさってください。

- ・中小企業庁 商業・地域サポート「農商工連携」

: <http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/noushoko/index.html>

- ・農商工連携パーク : <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noushoko/index.html>

(営業推進部 前山 友見)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、本支店窓口までお問い合わせください。

発行：中小企業金融公庫 営業推進部 ホームページ <http://www.jasme.go.jp/>